

## 特別免許状の授与に係る教育職員検定基準

平成20年4月1日制定

福島県教育委員会

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「法」という。）第5条第2項の規定により特別免許状を授与するための基準は、次に定めるところによる。

### 1 教育職員検定の対象者

教育職員の免許状に関する規則（昭和50年福島県教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第10条に規定する書類を提出した者で次のいずれにも該当する者を対象とする。

- (1) 法第5条第1項各号の一に該当しない者。
- (2) 法第5条第3項各号のいずれにも該当する者。
- (3) 学校教育の効果的な実施に特に必要があるとして教育職員に採用される予定の者で、任命又は雇用しようとする者から推薦のある者。

### 2 教育職員検定

法第6条第1項の規定により、受検者の人物、学力、実務及び身体について教育職員検定を行うが、具体的な観点及び判断の方法は次のとおりとする。

なお、合格の決定をしようとするときは、「福島県教育職員特別免許状検定審査委員」の意見を聴くものとする。

#### (1) 人物について

社会的信望及び教育職員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること。

#### (2) 学力又は実務について

担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能について、次の①から③のいずれかに該当すること。

① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。

イ 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設

ロ 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの

ハ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの

- ・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称 WASC）
- ・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称 ACSI）

- ・アメリカ合衆国ジョージア州に主たる事務所が所在する団体であるコグニア
- ・アメリカ合衆国マサチューセッツ州に主たる事務所が所在する団体である  
ニュー・イングランド・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カ  
レッジズ（通称 NEASC）
- ・オランダ王国南ホラント州に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・  
オブ・インターナショナル・スクールズ（略称 CIS）
- ・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に  
基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称 IBO）

② 次に掲げる教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO 法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、おおむね3年以上あること。

- イ 企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験
- ロ 外国にある教育施設における勤務経験
- ハ 大学における助教、助手又は講師経験
- ニ 各種競技会等に向けた選手等としての活動
- ホ 派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験
- ヘ イからホに準ずる経験等

③ 教科に関する専門分野に関して、次に掲げる資格や実績を有すること。

- イ 外国の教員資格
- ロ 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
- ハ 修士号、博士号等の学位（原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的  
な知識経験等を備えていること。）
- ニ 各種競技会、コンクール又は展覧会等における次に掲げる実績
  - （イ）オリンピック競技大会等国際的な規模において行われるものに出場した者、  
日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた  
者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者
  - （ロ）教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する  
者や、全国規模のもので優秀な成績を収めた者
- ホ イから二に準ずる者

(3) 身体について

教育職員としての職務遂行に支障のない健康状態であること。

附 則

- 1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この基準は、平成28年7月26日から施行する。
- 4 この基準は、令和4年1月4日から施行する。
- 5 この基準は、令和4年7月1日から施行する。
- 6 この基準は、令和6年5月8日から施行する。